平成２６年（フ）第８６号
三重県四日市市前田町14番５―126号　市営
債務者　岩下　　剛
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
三重県桑名市寿町１丁目15番地　ラ・ポルテ桑名駅前1102号
債務者　響波　清美（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４５９号
京都市南区猪熊通八条上る戒光寺町187番地
債務者　竹越　正美
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７５号
京都市西京区下津林前泓町47番地　ヴィラ桂南102号、申立時の住所京都市西京区山田猫塚町９番地20
債務者　マツモトサッシ・エムサッシこと　松本　哲生
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
京都市伏見区石田内里町20番地　市営住宅石田西団地６―102
債務者　秋山　清江
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２６号
京都府長岡京市神足２丁目８番23号　レディースコーポセリーヌ105
債務者　長谷川　碧
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２８号
京都市下京区中堂寺南町10番地１　アムール五条305号
債務者　松井　純子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
兵庫県尼崎市長洲本通１丁目10番18―315号
債務者　杉野　　忍
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４５号
奈良市三条栄町16番４号
債務者　久保　エミ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９７号
愛媛県松山市住吉２丁目２番７号　ダイアパレス松山503号
債務者　重松美由紀
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１０号
愛媛県松山市久保田町183番地
債務者　平間　浩樹
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
愛媛県松山市高浜町１丁目1424番地８　ベルメゾン高浜605号
債務者　安田キヌ子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３７号
愛媛県松山市北条辻1400番地４
債務者　清水　美佳
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４５号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地７棟11号
債務者　新山　恒生
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1610番地１、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1074番地　県営住宅八尋団地１棟104号
債務者　松永亜由美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１０６号
福岡県久留米市城島町江上上６番地３
債務者　梶原　牧子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２６号
福岡県田川市大字夏吉197番地４
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
　　福岡地方裁判所田川支部